

大口町告示第20号

大口町障がい福祉調整会議設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい福祉調整会議設置運営要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい福祉調整会議設置運営要綱（平成19年大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「尾北医師会」を「一般社団法人尾北医師会」に改め、同条第4号中「大口町心身障害者親の会」を「大口町心身障害児（者）親の会」に改め、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「大口町民生委員協議会」を「大口町民生委員・児童委員協議会」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「大口町社会福祉協議会」を「社会福祉法人大口町社会福祉協議会」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) しらゆり会大口支部代表

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。